

6 栄養・食生活

地域における行政栄養士業務の基本指針に基づき、保健センターでは健康づくり教室、生活習慣の改善等の健康づくり相談、栄養指導等の市民に対する直接的な事業を行い、保健所では、健康づくり・栄養改善事業の企画立案・専門的な情報の収集・提供、栄養関係団体等の支援及び栄養指導、給食施設の栄養管理指導等を実施している。

(1) 栄養関係団体等育成支援

[保健所]

保健所では、地域において健康づくり及び栄養・食生活の改善の取組みを推進する栄養関係団体(3団体)に対し、育成及び支援を行っている。

このうち、食生活改善推進員協議会に対して、保健センターでは推進員の養成及び地区会員の育成、保健所では地区リーダーの育成などの支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について (平成 25 年 3 月 29 日健が発 0329 第 4) 〉

栄養関係団体の概要及び支援状況

団体名	会員等	支援状況(回)	
		役員会	研修会等
さいたま市保健所管内給食研究会	病院・事業所等の給食管理者、栄養士、調理師等 会員施設数 52施設	12	4
地域活動栄養士会	地域活動栄養士(未就業及び非常勤の栄養士)及び在宅栄養士人材登録者	—	0
さいたま市食生活改善推進員協議会	地域で活動する食生活改善推進員養成講座等修了者 グループ数 39グループ、会員数 561人	3	3
合 計		15	7

栄養関係団体等育成事業実施状況

実施日・会場	内 容	講 師	対 象 者	参加者数
令和元年7月12日 さいたま市保健所	第1回 給食施設従事者等研修会【その1】 講義 「災害発生時! ~今、できることを考える~」 グループワーク ~HUG(避難所運営ゲーム)を体験してみよう~	東京家政大学 家政学部 栄養学科 助教 原田 萌香 氏	さいたま市健康増進法 施行細則第3条に基づ く給食開始届の提出の ある学校・社会福祉施 設・事業所等に従事す る施設管理者、栄養 士、調理師、保育士等	57名
令和元年8月8日 さいたま市保健所	第1回 給食施設従事者等研修会【その2】 講義 「災害発生時! ~今、できることを考える~」 グループワーク ~HUG(避難所運営ゲーム)を体験してみよう~	保健所 地域保健支援課 管理栄養士	さいたま市健康増進法 施行細則第3条に基づ く給食開始届の提出の ある児童福祉施設・幼 稚園・認定こども園に 従事する施設管理者、 栄養士、調理師、保育 士等	90名
令和元年12月12日 さいたま市保健所	第2回 給食施設従事者等研修会 講義 「ここが知りたい! 嚥下調整食分類」 ~日本摂食・嚥下リハビリテーション学会嚥下調整 食分類 2013 コード2 からコード4 を中心に~ グループワーク・情報交換	東京医療保健大学 医療保健学部 医療栄養学科 教授 小城 明子 氏	さいたま市健康増進法 施行細則第3条に基づ く給食開始届の提出の ある病院・介護老人保 健施設・老人福祉施設・ その他(有料老人ホー ム)に従事する栄養士、 調理師、看護師、言語 聴覚士等	63名

令和2年1月30日 さいたま市保健所	第3回 給食施設従事者等研修会 講義 もう準備はお済みですか？ 「令和2年4月1日から栄養成分表示が完全義務化 されます！」 ～解説！ 栄養成分表示を作成するための5つの ステップ～	株式会社 食STORY 代表取締役 米倉 れい子 氏	さいたま市内の食品関 連事業者	42名
令和2年2月6日 さいたま市保健所	第4回 給食施設従事者等研修会・さいたま市保健所 管内給食研究会研修会 合同研修会 講義 「高齢者の口腔の知識と嚥下について」 ～美味しく安全に食べられる歯の状態と嚥下を 分かり易く解説します～ グループワーク	さいたま市歯科医師会 小宮山 和正 氏	さいたま市健康増進法 施行細則第3条に基づ く給食開始届の提出の ある病院・介護老人保 健施設・老人福祉施設 等に従事する栄養士、 調理師、看護師、言語 聴覚士等	73名
令和元年8月15日 さいたま市保健所	嚥下調整食に関する情報交換会 内容 「各病院・施設で提供している食事の食形態について」 「食形態等の課題の共有と課題解決のための必要な 取組について」	さいたま市立病院 看護部 摂食・嚥下障害看護認 定看護師 診療部栄養科 管理栄養士 診療部リハビリテーション科 言語聴覚士	市内の病院、介護老人 保健施設及び老人福祉 施設の栄養士、看護師 等	12名
令和元年8月21日 さいたま市保健所	嚥下調整食に関する情報交換会 内容 「各病院・施設で提供している食事の食形態について」 「食形態等の課題の共有と課題解決のための必要な 取組について」	さいたま市立病院 看護部 摂食・嚥下障害看護認 定看護師 診療部栄養科 管理栄養士 診療部リハビリテーション科 言語聴覚士	市内の病院、介護老人 保健施設及び老人福祉 施設の栄養士、看護師 等	19名
令和2年2月14日 さいたま市保健所	嚥下調整食に関する情報交換会 内容 「各病院・施設で提供している食事の食形態について」 「食形態等の課題の共有と課題解決のための必要な 取組について」	さいたま市立病院 看護部 摂食・嚥下障害看護認 定看護師 診療部栄養科 管理栄養士 診療部リハビリテーション科 言語聴覚士	市内の病院、介護老人 保健施設及び老人福祉 施設の栄養士、看護師 等	19名
令和元年5月20日 大宮区保健センター	さいたま市行政栄養士人材育成ガイドライン説明会 内容 「ガイドラインについての説明」 グループワーク	保健所 地域保健支援課 管理栄養士	さいたま市の市長部局 の栄養士	22名
令和2年2月10日 さいたま市保健所	さいたま市行政栄養士人材育成ガイドラインに基づく ブラッシュアップ研修会 座談会 「栄養士の活動の変遷について」 ～これまでの取組みを共有しましょう～ 講義 「行政栄養士の人材育成のあり方について」 ～行政栄養士に求められるコンピテンシーとは～ グループワーク	保健所 地域保健支援課 管理栄養士 国立保健医療科学院 生涯健康研究部 首席主任研究官 石川 みどり 氏	さいたま市の市長部局 の栄養士	17名
令和元年7月2日 さいたま市保健所	さいたま市食生活改善推進員協議会 10区合同研修会 講義 「始めよう我が家の防災対策」	防災課 職員	さいたま市食生活改善 推進員協議会会員	115名
令和元年10月9日 岩槻区保健センター	さいたま市食生活改善推進員協議会 10区合同研修会 講義・調理実習 「生活習慣病予防の食事」	保健所 地域保健支援課 管理栄養士	さいたま市食生活改善 推進員協議会の10区リ ーダー	45名
令和2年1月9日 さいたま市保健所	さいたま市食生活改善推進員協議会 10区合同研修会 講義 「アレルギーについて」 ～主に食物アレルギーの栄養管理～	女子栄養大学 栄養学部 教授 恩田 理恵 氏	さいたま市食生活改善 推進員協議会会員	107名
合 計				681名

(2) 食生活改善推進員養成講座**[保健センター]**

地域における食生活改善のため組織的活動を行う推進員となって、ボランティア活動に参加できる市民を対象に、養成講座を実施している。(1コース 4日間)

- 【内容】 ①健康づくりについての総論
 ②健康づくりのための食生活・運動・休養・歯についての講義及び実習・実技
 ③食品衛生と食の安全についての講義
 ④食生活改善地域組織活動について

〈 根拠法令等 : 食育基本法第 21 条 〉

食生活改善推進員養成講座開催状況

開催回数	実人員	延人員	修了人員
4	41	100	21

(3) 食生活改善推進員育成支援**[保健センター]**

食生活改善推進員が、地域の健康づくりや食育の推進に関する専門的知識をさらに深め、地域ボランティアとしての資質向上を図るため研修会を実施している。

〈 根拠法令等 : 食育基本法第 21 条 〉

食生活改善推進員育成支援実施状況

		開催回数	参加延人員	内 容	
総 数		90	1,622	・講義 ・調理実習 ・運動	
内	西 区	9	202		
	北 区	8	173		
	大宮区	9	98		
	見沼区	9	160		
	中央区	18	237		
	桜 区	8	91		
	訳	浦和区	4		76
		南 区	7		186
		緑 区	10		167
	岩槻区	8	232		

(4) 親子食育講座（健康づくり教室 再掲）**[保健センター]**

食習慣の基礎づくりの時期である幼児期の親子を対象に、望ましい食習慣を理解し、実践できるようになることを目的として実施している。

〈 根拠法令等 : 食育基本法第 19 条・第 21 条 〉

会場		大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	合計
参加者数	保護者	9	13	6	10	12	50
	児	14	18	7	14	15	68

(5) 食育推進情報交換会**[保健センター]**

市内小・中学校等の栄養教諭・学校栄養職員等と食育に関する情報交換を行うことで、それぞれの現場における問題や課題に対する取組みについての情報を共有し、今後の食育の普及啓発に活用することを目的として実施している。

〈 根拠法令等 : 食育基本法第 21 条 〉

会場	西区	北区	桜区	浦和区	合計
参加者数	18	19	16	21	74

(6) 給食施設等指導**[保健所]**

喫食者(市民)の健康づくりのための食環境を整備するため、保健所では、病院、保育所、福祉施設、学校等の給食施設における栄養管理状況を把握し、必要に応じて施設の巡回指導、電話、来所相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 18 条第 1 項第 2 号・第 20 条・第 22 条 〉

施設の種別別栄養管理状況等把握状況

施設の種別	施設数 (平成31年度末現在)	特定給食施設			小規模給食施設・その他給食施設		
		施設数	栄養管理報告書提出数	開始・変更 廃止届出数	施設数	栄養管理報告書提出数	開始・変更 廃止届出数
小学校	111	109	107	185	2	2	2
中学校	62	62	61	119	0	0	0
高校・幼稚園等	34	18	18	4	16	14	2
病院	40	25	26	31	15	14	4
介護老人保健施設	23	19	20	11	4	3	3
老人福祉施設	94	57	65	44	37	29	13
児童福祉施設	289	136	128	104	153	137	63
社会福祉施設	27	4	4	2	23	21	10
事業所	59	41	39	14	18	14	2
寄宿舍	3	0	0	0	3	2	0
矯正施設	2	1	1	0	1	1	0
自衛隊	1	1	1	0	0	0	0
一般給食センター	1	1	1	0	0	0	0
その他	68	19	14	10	49	35	21
計	814	493	485	524	321	272	120

給食施設等指導状況

	特定給食施設		その他の 給食施設	計
	1回100食以上 又は 1日250食以上	1回300食以上 又は 1日750食以上		
栄養管理指導 延べ施設数	69	8	76	153

(7) 国民健康・栄養調査（厚生労働省委託事業）

【保健所】

保健所では、国からの委託を受けて、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、「国民健康・栄養調査」を行っている。

- 【内容】
- ・栄養摂取状況調査：世帯全員の食事記録（1日分）及び歩行数
 - ・身体状況調査：身長・体重・腹囲・血圧・血液検査・服薬の有無・運動の状況
 - ・生活習慣調査：満20歳以上 生活習慣（休養・睡眠・飲酒・喫煙・歯の健康）

〈 根拠法令等：健康増進法第10条 〉

国民健康・栄養調査実施状況 【調査時期 令和元年11月】

調査地区	調査実施 対象世帯数	調査実施 世帯数	栄養摂取状 況調査(人)	身体状況 調査(人)	血液検査 (人)	歩数計調査 (人)	身体状況調査会場
大宮区	21	8	21	3	1	18	櫛引町一丁目自治会館
見沼区	14	9	23	8	3	14	前原自治会館
浦和区	12	2	4	1	1	3	針ヶ谷公民館
合計	47	19	48	12	5	35	

(8) 栄養関係相談・指導

【保健所】

保健所では、健康増進法及び食品表示法に基づき下記の相談・指導を実施している。

① 食品表示法に基づく相談・指導

市内の食品製造業者や健康食品製造業者等から、販売食品（保健機能食品を含む）の栄養表示に関する相談・指導業務を実施している。

相談件数	91件
------	-----

② 虚偽・誇大広告に関する相談・指導（健康増進法第31条第1項）

市内の健康食品製造業者や広告代理店等から、販売食品のパッケージの表示内容や商品を掲載している広告媒体（チラシ・インターネット等）に関する相談・指導業務を実施している。

相談・指導件数	4件
---------	----

③ 栄養相談

市民を対象に、栄養相談を実施している。

相談件数	13件
------	-----

7 歯科保健

保健センターでは、歯科健康教育・身近な歯や口腔に関する相談などを実施し、保健所では、専門的な歯科保健事業を実施している。

(1) 歯科保健教室

[保健センター]

40歳未満の市民を対象に、保健センターで歯科保健教室を実施している。また、地域からの依頼による歯科保健教室を実施している。

〈 根拠法令等：健康増進法第17条第1項及び第19条の2〉

歯科保健教室実施状況

		回数	延人員
総数		8	148
内 訳	西区	1	14
	北区	3	57
	大宮区	3	59
	見沼区	0	0
	中央区	0	0
	桜区	0	0
	浦和区	0	0
	南区	1	18
	緑区	0	0
	岩槻区	0	0

(2) 歯科相談

[保健所]

歯や口腔に関するさまざまな悩みをもつ人に、嘱託歯科医師、歯科衛生士が相談指導を実施している。

〈 根拠法令等：地域保健法第6条 〉

歯科相談実施状況

来所相談		電話相談	
実人員	延人員	実人員	延人員
0人	0人	10人	10人

(3) 訪問口腔衛生指導

[保健所]

歯や口腔に問題を抱えながら在宅療養をしている者とその家族等を対象に、保健所の歯科衛生士が家庭訪問を実施し、疾病予防などに関する必要な保健指導や助言を行っている。

〈 根拠法令等：地域保健法第6条 〉

訪問口腔衛生指導実施状況

実人員	延人員
0人	0人

8 特定保健指導（積極的支援）

[保健センター]

さいたま市は国民健康保険加入者(40歳から74歳)に対して、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を実施している。健康診査の結果、「動機づけ支援」に該当した者は健康診査の実施医療機関において特定保健指導を行い、また、「積極的支援」に該当した者に対しては各区保健センターで特定保健指導を実施している。

〈 根拠法令等 : 高齢者の医療の確保に関する法律 〉

(令和2年5月末現在)

	積極的支援		
	対象者数	実施者数	実施率
総数	1,270	84	6.6%
西区	110	4	3.6%
北区	138	11	8.0%
大宮区	134	6	4.5%
見沼区	183	10	5.5%
中央区	87	10	11.5%
桜区	82	8	9.8%
浦和区	121	7	5.8%
南区	187	8	4.3%
緑区	119	8	6.7%
岩槻区	109	12	11.0%

9 健康被害対策

[保健所]

保健所では、公害などで、市民の健康に影響が生じた場合、健康相談の窓口として現状把握等に努めている。

(1) 光化学スモッグ健康被害状況の把握

光化学スモッグ注意報等は、埼玉県が発令し、市は防災無線などにより周知を図っている。

光化学スモッグが発生すると、目やのどへの刺激などの健康被害が生じる場合がある。市内でこのような健康被害が発生した場合、被害状況を集計し、埼玉県に報告している。また、必要に応じて調査等を実施している。

令和元年度のさいたま市を含む県南中部の発令状況は、注意報6回、警報0回であった。また、健康被害の報告は0件だった。

(2) 石綿による健康被害相談等の受付

平成17年7月から、石綿に関する健康相談窓口を設置し、令和元年度は7件の相談を受けた。

また、平成18年3月27日から「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく救済制度の施行により、認定の申請及び救済給付の請求に係る受付窓口が保健所に設置され、令和元年度は3件の申請を受け付けた。

(3) 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査(環境省の委託事業)

過去に石綿(アスベスト)にばく露した可能性のある人に対し、健康被害への不安をやわらげるとともに、ご自身の健康状態を確認し、健康管理に役立てて頂くために、平成29年度より環境省の委託を受け実施した。内容は、問診、実施医療機関でのCT撮影、保健指導で、令和元年度は130名定員のところ88名の申込みを受けた。